

有効期間満了日 令和7年12月31日

熊生環第62号

令和6年2月15日

銃砲刀剣類所持等取締法第13条に基づく検査の実施について（通達）

見出しのことについては、所持許可に係る銃砲及びクロスボウ（以下「銃砲等」という。）による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第13条の規定に基づく検査の実施要領を別添のとおり定めたので、各警察署にあっては、実施要領に沿った効果的な検査を実施されたい。

別 添

銃砲等の検査実施要領

第1 目的

本検査は、所持許可を受けている銃砲等ごとに、

- 許可に係る用途に供しているか
- 管理が適正に行われているか

を厳正に検査・調査し、適正とはいえない状況があればそれを是正することを目的としている。

また、許可に係る用途に供しているかなどを把握する中で、許可不適合者となるおそれがあると認められる者については、更に入念な検査・調査を行うことが危害防止の観点から重要である。

第2 体制、対象者、実施日等

1 体制

- (1) 検査が適正かつ効果的に行われるよう、各警察署の実情に応じた体制を構築すること。
- (2) 検査に従事する者に対して、本要領に記載された点が浸透するよう教養を徹底すること。
- (3) 検査の対象者が多人数となる検査を実施する場合は、必要に応じ、猟友会、銃砲火薬店等に対して協力を求めること。

2 対象者

銃砲等の所持許可を受けている者のうち、当年中に許可の更新を受ける者以外の者。

3 計画的な実施日の選定

- (1) 令和6年4月1日から同年12月31日までの間に、対象者ごとに一度受検させるよう実施日を選定すること。
- (2) 対象者の人数に応じた日数を確保するとともに、対象者が受検しやすくなるよう配慮すること。
- (3) 対象者の誕生日に近い日を選定するなど、更新申請も含めた検査の間隔が1年を大幅に超えることがないようにすること。
- (4) 対象者には、検査の日時、場所及び持ち物等を事前に通知すること。

4 方法

対象者本人に銃砲等を持参させた上で、対面で行うこと。

5 事前準備

許可申請時の調査結果を確認するなどして、検査の参考となる情報を整理すること。

第3 検査項目等

1 用途に供しているか

使用実績報告書、帳簿及び火薬類譲受許可証に記載された事項に加え、これらについての対象者の説明を照らし合わせるなどして、銃砲ごとに許可に

係る用途に供しているかどうかについて確認すること。

2 適正管理

- (1) 対象者の住所等の人定事項、銃砲等の種別及び番号等が許可証の記載内容と一致しているか確認すること。
- (2) 弾倉容量は、模擬弾等の資機材を活用するなどして、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。
- (3) 猟銃の所持者については、実包の消費状況等の必要な事項を帳簿に記載し、最終の記載をした日から3年間保存しているか確認すること。

3 許可不適合者の発見

- (1) 面接の際には、上記1及び2について形式的な聞取りを行うことにとどまらず、家族の問題、健康状態、生活状況の変化等についても可能な限り、聞き取るとともに、会話の様子等をよく観察することにより、心身に不調を来していないかどうかの把握に努めること。
- (2) 上記1、2及び(1)の検査・調査を通じて、許可不適合者となるおそれがあると認められる者については、更に聞取りを行うなど継続した調査を行い、調査結果に応じた措置を検討すること。

4 検査用紙等

検査に当たっては、別記様式第1号「銃砲等検査調査表」及び別記様式第2号「銃砲等検査補充調査表（警察官聴取用）」を活用すること。

第4 検査実施上の留意事項

1 指導内容の記録化と活用

対象者に個別に指導を行った場合には、その内容を記録化し、次回の検査や許可更新時に指導事項の改善状況を確認すること。

2 事故防止

- (1) 事故を防止するため、以下の事項を検査場所に明示するとともに、検査前に確認すること。
 - ア 安全装置を施すこと。
 - イ 実包や矢が装填されていないことを確認すること。
 - ウ 銃口及びクロスボウの先端を人に向けないこと。
 - エ 用心がねに指を入れないこと。
 - オ 元折銃は銃を折り、自動銃は遊底を開き機関部を開放し、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外すこと。
- (2) 許可銃砲等に損傷を与えないように細心の注意を払うこと。

3 対象者に対する指導等

- (1) 2年以上許可に係る用途に供していないと認められるときは、具体的な使用計画を聴取し、計画の内容に応じて譲渡又は廃棄等の意向を確認すること。また、3年以上許可に係る用途に供していないと認められるときは、許可の取消しを行うこと等について検討すること。
- (2) 出張、入院等の理由により、保管場所を長期間不在にすることが予定されている者等については、盗難防止のため保管業者に保管を委託するよう指導すること。

- (3) 許可に係る用途に供しているかを確認した結果、銃砲等や実包の保管状況等に疑義が生じた場合は、更に踏み込んだ聞き取りや、立入検査を行い、その状況等について確認すること。

4 猟銃安全指導委員を検査に従事させる場合

- (1) 猟銃安全指導委員証を携帯させるとともに、腕章を着用させること。
- (2) 銃身長の測定その他の技術的事項についての協力以外の検査に従事させないこと。
- (3) 当該委員が所持許可を受けている種類以外の猟銃の検査には従事させないこと。

第5 検査を受けなかった対象者に対する対応

1 対象者と連絡が取れない場合

対象者及び銃砲等の所在を確認し、検査を受けさせること。正当な理由なく検査を忌避するなど法違反が認められる場合は必要な対応を検討するとともに、危害防止のための必要な措置を講ずること。

2 正当な理由があり、検査を受けなかった場合

日程を再調整し、検査を受けさせること。

第6 報告

1 実施結果

検査を実施した結果については、終了後、実施日、検査終了人数等について、下記担当宛てに報告すること。

2 許可不適合者発見の場合

第3の3において、許可不適合者を発見した場合には、速やかに警察本部生活環境課許可等事務担当室を経由して報告すること。

※ 別記様式（略）